

平成28年2月26日

法務省民事局商事課 御中

日本司法書士会連合会
会長 三河尻 和夫

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」(案件番号300080144)
に関する意見

標記省令案に関して、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

【意見】

真実でない登記の防止の観点からは、「株主リスト」の添付を求めるのではなく、会社法の改正により、株主総会議事録に議長及び出席した取締役の署名又は記名押印を義務付けるべきである。

【理由】

「真実でない登記の防止」の観点は、一見もつともなようであるが、「株主リスト」を添付書面に加えることが、抑止力として働くとは考え難い。仮に「株主リスト」を添付書面として義務付けるのであれば、これに記載された株主の議決権行使の内容を証する書面(当該株主の実印を押印させる。)及び当該株主の印鑑証明書を添付させること等をしないと、実効性がないように思われる。また、「株主リスト」を要求するよりも、株主総会議事録に出席した取締役及び監査役の記名押印(実印)を要求して印鑑証明書を添付させることにより真正を担保する方が、実効性があると思われる。いずれにしても、会社法施行の際に、株主総会議事録は単なる事実の記録に過ぎないとして、記名押印等を不要とした改正と矛盾を生ずるものと言え、本来会社法の改正により対処すべき問題であると考えられる。

「関係者が事後的に株主総会決議の効力を訴訟等で争う場合等においても有益」という点は、もつともである。

「国際的にも、登記所において法人の所有者情報を把握して、法人の透明性を確保することにより、法人格の悪用を防止すべきであるとの要請がされている」という点については、G8やG20において、そのような観点から協議が重ねられており、2015年開催のG20アンタルヤ・サミットにおいて表明された「実質的所有者の透明性に関するG20ハイレベル原則を実施するための日本の行動計画」においても、「法人及び法的取極めが資金洗浄・テロ資金供与等に利用されることを防止する観点から、現行の制度を充実させることによ

って、当局が法人の実質的所有者情報を確認することができるよう制度を整備する」とあることに鑑みると、この点が実は改正の主眼であるように推測される。しかし、当局が株式会社の主要株主等の情報にアクセスすることを可能にすることを目的として、「株主リスト」を商業登記の申請の添付書面として義務付けることは、妥当ではないであろう。他の官公署への届出等により対処すべき問題であると考ええる。

なお、この改正が実現すれば、未整備のまま放置されがちな中小企業の株主名簿の整備が促進されるという好影響があると考えられ、そういった意味では、歓迎すべきとも言える。

【意見】

改正案第61条第3項柱書部分は、以下のとおりとすべきである。

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議においては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対してその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主又は種類株主（以下この項において「株主等」という。）であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主等の氏名又は名称及び住所、当該株主等のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主等のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

【理由】

会社法第324条第1項の規定等に合わせた表現の明確化である。

【意見】

改正案第21条第1項の「閲覧しようとする部分」については、「閲覧しようとする附属書類及びその部分」とすべきである。

なお、「登記簿の附属書類の閲覧は、登記官の面前でさせなければならない（規則第32条第1項）ものとされ、登記官の留意事項として「請求に係る部分以外を閲覧しないように厳重に注意すること」（準則第38条第3号）ものとされている点につき、励行すべきである。

【理由】

前段については、表現の明確化である。

後段については、今般の改正が閲覧可能な範囲を制限する趣旨であることから、励行されるべきものである。

【意見】

改正案第21条第2項柱書の「次に掲げる事項」として、「請求の理由」として使用目的等の記載を求めるべきである。

【理由】

添付書面として提出された株主名簿、株主総会議事録及び取締役会議事録等は、会社法の規定によりアクセス可能な者が制限されているものであり、その趣旨からすれば、単に利害関係を明らかにするのみでは足りず、使用目的等の「請求の理由」を記載することも求めるべきであると考えます。

【意見】

改正案第21条第2項第3号の「利害関係」については、その存否を慎重に確認しなければならないものとすべきである。例えば、「株主リスト」の閲覧については、単に利害関係を有するのみでは足りず、閲覧の対象である登記申請書に係る申請人である株式会社の代表者又は代理人は別として、会社法第828条第2項第1号の「株主等」又は債権者に限定すべきである。また、単に当該株式会社の株主又は債権者であるのみでは利害関係を有することにはならず、閲覧をすることができない取扱いとすべきであり、その旨を民事局長通達等により明確にすべきである。株主総会議事録等の閲覧についても同様である。

【理由】

改正案第61条第2項及び第3項の規定の新設により、いわゆる「株主リスト」が添付書面とされる場合があり、当該書面が「利害関係を有する者」（商業登記法第11条の2）による閲覧の対象となり得るが、株主名簿については会社法第125条第2項から第5項までの規定によりアクセス可能な者が制限されているところ、その潜脱が図られるおそれがある。よって、意見のとおり、「利害関係」については、その存否を慎重に確認しなければならないものとすべきである。

添付書面である株主総会議事録又は取締役会議事録の閲覧についても会社法の規定によりアクセス可能な者が制限されていることから、同様の取扱いとすべきである。

【意見】

改正案第21条第3項の添付書面については、申請人又はその代表者若しくは代理人の印鑑証明書その他の本人確認書類の添付を求めるべきである。

【理由】

不当な目的のための閲覧を防止する観点からは、申請人等の本人確認書類を確認しなければならないものとすべきである。

【意見】

例えば、株式会社の登記簿の附属書類の閲覧請求があった場合（申請人が閲覧の対象である登記申請書に係る申請人である株式会社の代表者又は代理人である場合を除く。）には、一定期間経過後、登記所から当該株式会社に対して、閲覧があった旨及びその申請人について通知する制度を新設すべきである。

【理由】

上述のとおり、株主名簿や株主総会議事録等については、会社法においても、閲覧可能な者が制限されているが、登記官による利害関係の確認の場面では、会社法の要件等を適確に満たしていることの保証はない。よって、不当な目的で閲覧がされた場合には、閲覧の対象となった登記申請書に係る申請人である株式会社が法的対応をとることができるように、閲覧があった旨及びその申請人について、登記所が当該株式会社に対して通知することにより知らしめる制度が必要であると考ええる。

ただし、閲覧請求の申請人は、訴訟の準備等のために閲覧を行うことが通常であると考えられ、密行性の観点からは、閲覧後1～2か月経過後の通知が適当であると考ええる。

【意見】

改正案第61条第3項の後に、次の項を追加すべきである。

金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前二項の規定は、適用しない。ただし、その旨を証する書面を添付しなければならない。
--

【理由】

金融商品取引法上の有価証券報告書提出会社については、別途、社会一般に対する公開として有価証券報告書の公衆縦覧の制度が存在し、主要な株主に関する情報についても公開されている。したがって、このような株式会社について、改正の趣旨の観点から「株主リスト」を添付しなければならないものとする必要はなく、「金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社」である旨を証する書面を添付させる（または、その旨を登記事項とする。）ものとするれば足りるものと考ええる。

以上